（案）

収入印紙

委　託　契　約　書

1　委託業務の名称　「令和８年度 工業高校生キャリアガイダンス」実施・運営業務

2　委　　託　　料　￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　）

3　契　約　保　証　金　金〇〇〇〇円　又は　北九州市契約規則第２５条第７項第〇号の規定により免除する。

4　契　　約　　期　　間　契約締結日から
令和９年３月１９日まで

5　業務履行場所（対象）　北九州市内

上記の委託業務について、北九州市を発注者とし、〇〇〇を受注者として、次の条項により委託契約を締結する。

この契約書は、２通作成し、発注者、受注者各１通保有するものとし、この契約は、次のとおり各自それぞれ記名押印したときに確定する。

令和８年１２月　　日

発注者　北九州市　　代表者　　北九州市長　　武内 和久　　印

受注者　　住所

商号又は名称　　印

代表者

（総則）
第１条　発注者は、受注者に対して、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を委託し、受注者はこれを受託する。
（1）「令和８年度 工業高校生キャリアガイダンス」実施・運営業務
（2）その他発注者と受注者とが協議の上決定した事項
２　この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
３　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
４　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
５　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。
６　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
７　この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
（処理の方法）
第２条　受注者は、別添の仕様書（業務共通仕様書及び業務別仕様書）（以下「仕様書」という。）又は業務実施（処理）要領（以下「要領」という。）及び発注者の指示監督に基づいて、委託業務を実施（処理）しなければならない。
２　受注者は、仕様書（要領）に定めのない事項については、発注者と協議して実施（処理）するものとする。
（委託料の支払い）
第３条　受注者は、発注者により委託業務の履行を完了した確認を受けた後に、発注者の指定する方法により、（毎月１回、）発注者に頭書の委託料を請求するものとする。
２　発注者は、受注者から委託料の請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から起算して３０日以内に受注者に支払うものとする。
３　契約期間の始期又は終期が月の途中であるときは、当該月の委託料は日割計算によるものとする。
４　発注者の責に帰すべき理由により委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額につき、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
（契約保証金の還付）
第４条　発注者は、受注者の委託業務の履行を担保する必要がなくなったときは、受注者に契約保証金を還付する。ただし、契約保証金には利子を付さないものとする。
（業務計画書等の提出）
第５条　受注者は、委託業務の実施（処理）に当たり、あらかじめ業務対象（内容）を調査の上、業務計画書等を作成し、発注者に提出してその承認を受けなければならない。
２　発注者は、前項の受注者から提出された業務計画書等の内容に不適当な箇所があると認めるときは、受注者に指示して、当該箇所の変更又は修正をさせることができる。
（報告義務等）
第６条　受注者は、仕様書（要領）の定めるところにより、業務報告書（日誌）を作成して発注者に提出し、委託業務の実施結果及び処理状況を報告しなければならない。
２　受注者は、委託業務の実施（処理）に当たって事故が発生したとき、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに発注者に通知するとともに、事故に対し十分の措置を講じなければならない。
３　受注者は、仕様書（要領）に定める方法以外の方法で委託業務を処理する必要が生じたとき、又は委託業務に付随して実施する必要のある業務が生じたときは、発注者に、直ちにそ

の旨を報告し、発注者と協議して業務を実施（処理）するものとする。

（調査等）

第７条　発注者は、受注者の委託業務の実施（処理）状況について随時に調査し、必要な報告を求め、 又は監督するとともに、受注者に必要な指示をすることができる。

（再実施の請求等）

第８条　発注者は、受注者の実施（処理）した委託業務が仕様書（要領）に定めるところに適合しないときは、受注者にこれに適合させることを請求し、受注者は、再実施（処理）による履行の追完をしなければならない。

（従事者の配置等）

第９条　この委託業務に従事する受注者の職員（以下「従事者等」という。）については、仕様書（要領）に定めるところにより、事前に必要書類を提出しなければならない。

２　受注者は、やむを得ない理由により従事者等の異動又は交替を行う場合は、事前に発注者に通知しなければならない。

（従事者等の指導・監督等）

第10条 受注者は、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）等労働関係法令を遵守するものとし、従事者等に関する指導監督及び人事管理又は労働関係法令上の一切の責任を負うものとする。

２　受注者は、委託業務を完全に履行するため、業務責任者を定め、委託業務の遂行に当たっての指導監督をさせなければならない。

（契約の変更等）

第11条　発注者は、必要がある場合は、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除し、若しくは変更し、又はその履行を一時中止させることができる。

２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を補償するものとし、その補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

３　 第１項の規定により契約内容を変更する場合において、委託料が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の金額を変更するものとする。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第12条　契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、委託料その他の契約内容を変更することができる。

２　前条第３項の規定は、前項の規定による契約内容の変更の場合に準用する。

（再委託等の制限）

第 13 条　受注者は、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託等の報告）

第13条の2　受注者が、受託した業務の軽微な部分の再委託を行う場合には、前条に定める承認を省略することができる。ただし、発注者が必要と認める場合には、相手方の名称その他発注者が必要と認める事項について、受注者に報告を求めることができる。

（発注者の解除権）

第14条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害を与えても、発注者は、その補償の責めを負わない。

(1)　委託業務の実施が著しく不適当若しくは不誠実であることが明らかであり、又はこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

(2)　発注者に対し、不法行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行ったとき。

(3)　市の登録業者として不適当と認められる行為があったとき。

(4)　この契約の締結又は履行に当たり、不正の行為があったとき。

(5)　国税、地方税その他公課の滞納処分を受け、又は強制執行を受けるおそれがあり、そ

のことによりこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
(6)　第１７条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。
(7)　第２６条又は第２９条の規定に反する行為を行ったことを発注者が認めたとき。
(8)　前各号に掲げるもののほか、この契約又は北九州市契約規則（昭和３９年北九州市規則第２５号）に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。
２　前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。ただし、契約保証金を納付していないときは、受注者は委託料の１００分の５に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。
３　受注者が、この契約に定める条項に違反した場合で、契約を解除するまでに至らなかったときは、発注者は、受注者に支払うべき委託料を減額して支払うことができる。この場合における減額の割合については、発注者の認定によるものとし、受注者はこれに異議を申し立てないものとする。
（暴力団関与の場合の解除権）
第15条　発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなくこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
(1)　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品等供給契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
(2)　役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
(3)　役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
(5)　役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
(6)　暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
(7)　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から第６号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
(8)　受注者が、第１号から第６号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第７号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
２　前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、受注者は委託料の１０分の１に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。
３　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
（談合その他不正行為の場合の解除権）
第16条　発注者は、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。第２０条において同じ。）又は受注者の使用人（支店若しくは営業所（常時物品等供給契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で役員を除く。第２０条において同じ。）がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく契約を解除することができる。

(1)　刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の規定による刑が確定したとき。
(2)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条、第６条又は第１９条の規定に違反したことに対する同法第４９条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第６２条第１項に規定する納付命令）が確定したとき。

（受注者の解除権）

第17条　受注者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事前に通知してこの契約を解除することができる。
(1)　第１１条第１項の規定により、発注者が履行を一時中止させる場合において、その中止期間が３月以上に及ぶとき、又は契約期間の３分の２以上に及ぶとき。
(2)　第１１条第１項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の委託料の２分の１以下に減少することとなるとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（損害賠償責任）

第18条　受注者は、この委託業務の実施（処理）に当たり、受注者の責めに帰すべき理由により、発注者（発注者の財物を含む。）に損害を与えたときは、発注者に対し、損害賠償の責めを負うものとする。

２　受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、第三者（発注者の職員を含む。）の身体又は財物に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（免責事項）

第19条　受注者は、次に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めを負わない。
(1)　天災事変、暴動その他不可抗力による場合
(2)　建造物、施設若しくは物品（以下「建造物等」という。）自体の瑕疵又は建造物等に係る発注者の管理の瑕疵に基づく場合
(3)　受注者がこの委託業務の実施中に、発注者（発注者の職員を含む。）の故意又は過失により第三者の身体又は財物に損害を与えた場合

（談合等に伴う損害賠償）

第20条　受注者は、受注者又は受注者の使用人がこの契約に関し第１６条各号のいずれかに該当したときは、同条の規定による契約の解除の有無又は業務の完了の有無にかかわらず、発注者に対する損害賠償として委託料の１０分の１に相当する額を支払わなければならない。

２　前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償の額を超える場合においては、当該超過分について発注者が受注者に請求することを妨げるものではない。

３　第１５条第３項の規定は、第１項の賠償金（第１６条の規定による解除があった場合に限る。）について準用する。

（違約金等の徴収方法）

第21条　発注者は、この契約に基づき受注者から違約金等を徴収することができるときは、受注者に支払うべき委託料から控除し、なお不足額があるときは、これを受注者から追徴することができる。

（業務従事者損害の負担）

第22条　委託業務の実施（処理）に当たって、受注者の従事者等が損害を受けたときは、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

（施設等の供与）

第23条　発注者は、受注者が委託業務を実施（処理）するに当たり、必要と認める範囲の施設及び物件等を受注者に無償で供与するものとする。

２　発注者は、受注者が委託業務を実施（処理）するために直接必要とする電力、用水等があるときは、受注者に無償で供給するものとする。
３　受注者は、前２項に規定するものを除き、この委託業務を実施するために必要な費用をすべて負担するものとする。

（解除等に伴う措置）

第24条　この契約が解除され、又は契約期間が満了したときは、受注者は、発注者の指定する期間内に、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、発注者が受注者と再度この委託契約を締結したとき、又は発注者が措置する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1)　発注者から供与された施設及び物件等があるときは、速やかに原状に復して、発注者に返還又は明渡しをすること。

(2)　発注者の施設及び物件等に委託業務を実施（処理）するために必要な機械器具等を設置しているときは、速やかに原状に復して、発注者に返還又は明渡しをすること。

２　受注者が、正当な理由がなく発注者の指定する期間内に前項の措置をとらないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分その他の措置を行い、施設及び物件等を原状に復すことができる。この場合において、受注者は、発注者の措置等に対して異議を申し立てることができないものとし、発注者の措置等に要した費用を負担しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第25条　受注者は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第26条　受注者は、委託業務の実施（処理）上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（特許権等の使用）

第27条　受注者は、委託業務を実施（処理）するに当たり、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（緊急時の措置）

第28条　発注者は、この委託業務の実施（処理）に当たり緊急に必要と認めるときは、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。

（個人情報・情報資産の保護）

第29条　受注者は、個人情報（生存、死亡に関わらず全ての個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（以下「個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、委託業務の実施（処理）に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

２　受注者は、委託業務の実施（処理）により知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

３　受注者は、委託業務を実施（処理）するために個人情報を取得する場合は、偽りその他不正な手段により取得してはならず、また、あらかじめ本人の同意を得ずにその業務の目的の達成のために必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

４　受注者は、委託業務の従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１７６条及び第１８０条に定める罰則の適用について周知するとともに、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。

５　受注者は、業務を実施するにあたって、別紙「特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の費用）

第30条　この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（協議）

第31条　この契約に定めのない事項については、北九州市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。

個人情報の取扱いに関する委託契約特記事項

（責任体制の整備）

第１条　受注者は、生存、死亡に関わらず全ての個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（以下「個人情報」という。）の取扱いに関する規程類を整備するとともに、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

　なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第９項に規定する特定個人情報を取り扱う場合も同様とする。

（管理責任者及び個人情報取扱従事者）

第２条　受注者は、委託業務の実施に係る個人情報の取扱いの管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び個人情報を取扱う者（以下「個人情報取扱従事者」という。）を定めなければならない。

２　管理責任者は、委託業務を適切に実施するよう個人情報取扱従事者を監督しなければならない。

（取扱制限）

第３条　受注者は、委託業務の実施（処理）に当たって、個人情報取扱従事者の範囲及び個人情報取扱従事者に付与する権限については、必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取り扱いをさせてはならない。

２　受注者は、個人情報取扱従事者に、当該権限を付与された具体的業務の目的以外の目的で個人情報の取扱いをさせてはならない。

（作業場所の特定）

第４条　受注者は、個人情報を取扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

（届出）

第５条　前各条の規定に基づき受注者が定める個人情報の安全管理措置については、書面により発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（個人情報取扱従事者の監督・教育）

第６条　受注者は、個人情報取扱従事者が委託事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約を終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　受注者は、管理責任者及び個人情報取扱従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

３　受注者は、個人情報取扱従事者に対し、委託業務を行わせる前に次に掲げる内容の研修を実施しなければならない。

（１）個人情報を取扱う場合に個人情報取扱従事者が遵守すべき事項

（２）個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１７６条及び第１８０条に定める罰則の内容

（３）個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任

４　前項に規定する研修を実施するにあたり、受注者は委託業務において発生可能性の高い事務処理ミスを共有し、対応策を周知しなければならない。

（再委託の制限）

第７条　受注者は、委託契約書第１３条ただし書の規定により、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせる（以下「再委託」という。）旨の承認を受けるときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

２　委託契約書第１３条ただし書の規定により発注者の承認を受け、委託業務の一部を再委託したときは、受注者は、再委託先に本契約に基づく個人情報の取扱いに関する義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の個人情報の取扱いに関する行為及びその結果について責任を負うものとする。

３　受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続き及び方法について具体的に規定しなければならない。なお、その際には、本特記事項に定める受注者の義務について、再委託先に遵守させなければならない。

４　委託契約書第１３条の２の規定にかかわらず、受注者は個人情報を取り扱う一切の業務については発注者の承認を省略して再委託してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第８条　受注者は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第９条　受注者は、委託業務に係る個人情報に関し、次の各号の定めるところにより個人情報の管理を行わなければならない。

（１）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

（２）発注者の指示又は承諾があった場合を除き、個人情報を作業場所の外へ持ち出さないこと

（３）個人情報を電子データで持ち出す場合（電子メールで送信する場合を含む）は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

（４）事前に発注者の承認を受けて、作業場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

（５）受注者は、個人情報取扱従事者に個人情報を送付させる場合は、次のアからウまでに掲げる事項を遵守させなければならない。

ア　送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。

イ　送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。

ウ　送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。

（６）前号のア及びイについては、個人情報取扱従事者による送付の都度複数人により確認し、ウについては管理責任者が了解していることその他管理責任者が指示した安全対策を講じること。

（７）個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

（８）個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

（９）個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個

人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
（10）個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
（11）作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の使用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
（12）個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
２　受託者は、前項の行為の他、この委託契約による業務を処理するために個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）
第１０条　受注者は、委託業務において利用する個人情報について、委託業務の実施以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

（個人情報の授受）
第１１条　受注者は、受注者と発注者の間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預かり証を提出しなければならない。

（個人情報の返却又は廃棄）
第１２条　受注者は、委託業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指定した方法により、返却又は廃棄を実施しなければならない。
２　受注者は、委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法について発注者に確認しなければならない。
３　発注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し、受注者から立合いを求められた場合は、これに応じなければならない。
４　受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

（監査及び検査）
第１３条　発注者は、委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本規約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
２　発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な改善を求めることができる。

（事故時の対応）
第１４条　受注者は、委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を報告しなければならない。
２　受注者は、個人情報の漏洩えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
３　発注者は、委託業務に関して個人情報の漏洩えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

情報資産の取扱いに関する特記事項

（基本的事項）

第１条　受注者は、この契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、北九州市情報セキュリティポリシーその他関係法令等を遵守し、情報資産（北九州市情報セキュリティ基本方針２（１）に規定する情報資産をいう。以下同じ。）及び特定個人情報（番号法第２条第９項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受注者は、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（情報資産の管理等）

第３条　受注者は、委託業務に係る情報資産を適正に管理するための体制を整備し、情報資産を取り扱う作業場所並びに責任者及び従事者を明確にした上で、あらかじめ発注者に報告しなければならない。報告した内容を変更しようとするときも同様とする。

２　受注者は、委託業務の責任者及び従事者に対し、委託業務に係る情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項に関する研修等の教育を行うとともに、当該事項を遵守するよう監督しなければならない。また、その代表者並びに委託業務の責任者及び従事者から情報資産の適正な取扱いに関する誓約書を徴し、発注者に提出しなければならない。

３　受注者は、発注者が指定する重要な情報資産の提供を受けたときは、受領証を作成し、発注者に提出しなければならない。また、委託業務に係る情報資産を搬送するときは、不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

４　受注者は、発注者の環境に受注者の機器等を持ち込んではならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

５　受注者は、委託業務に係る情報資産を発注者に報告した作業場所以外の場所へ持ち出してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときは、この限りでない。なお、持ち出すときは、その記録を作成し、保管しなければならない。

６　受注者は、委託業務に係る情報資産を、この契約の目的以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

７　受注者は、委託業務に係る情報資産を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

８　受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る情報資産を、直ちに発注者に返却し、又は復元不可能な状態にする措置を講じた上で消去若しくは廃棄しなければならない。なお、消去又は廃棄したときは、発注者にその証明書を提出しなければならない。

９　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し情報資産の取扱いの状況について報告を求め、検査し、又は業務の履行に関して必要な改善を求めることができる。

（再委託等の制限）

第４条　受注者は、委託業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

２　受注者は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

⑴　再委託の相手方の住所及び氏名

⑵　再委託する業務の範囲
⑶　再委託の必要性
⑷　再委託の相手方において取り扱う情報資産及びその管理体制
⑸　再委託の相手方に対する管理及び監督の方法

３　受注者は、委託業務のうち発注者が指定する軽微な部分を再委託するときは、第１項ただし書の承認を省略することができる。

４　受注者は、委託業務を再委託するときは、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託の相手方の行為及びその結果について、発注者に対して責任を負うものとする。

５　前各項の規定は、再委託の相手方が更に再委託するなど複数の段階で再委託が行われる場合について準用する。

（事故発生時の報告等）

第５条　受注者は、委託業務に関し情報セキュリティ事故が発生したとき又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

２　発注者は、前項の報告があったときは、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

（発注者の解除権）

第６条　発注者は、受注者がこの特記事項に違反したときは、催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害を与えても、発注者は、その補償の責めを負わない。